



石綿（アスベスト）法改正

制作：2023年4月

## 調査者・主任者・特別教育の資格者を！

- ① ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を
- ⑧ ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を  
※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を



講師 子安 伸幸

（株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構 [CERSI] ）

# 「石綿法令対応」はまとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル3）

見積段階	やらなければならないこと	誰が？	大防法	石綿則
着工前	① ★調査、記録を保管 ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を	元請業者 / 下請業者等	●	●
	② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	元請業者	●	—
工事中	③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告	元請業者	●	●
	④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑤ （下請業者がいる場合）作業計画を説明	元請業者	●	●
	⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	元請業者 / 下請業者等	—	●
	⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	下請業者等	—	●
	⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	●	●
完了後	⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築	元請業者	廃棄物処理法	
	⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管	下請業者等	—	●
	⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管	元請業者	●	—
	⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管	元請業者	●	—

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

## ■ 石綿に関連する資格の整理

区分	内容	対象
<b>建築物石綿含有 建材調査者</b>	特定／一般／一戸建て の区分により異なる	石綿を含む可能性がある 建築物等の解体・改修な どの前に実施する <b>調査を行う者</b> <b>(2023年10月～義務化)</b>
<b>石綿 作業主任者</b> 石綿作業主任者技能講習	10時間の講習 + 修了試験	石綿を含むの建材の除去等の 作業において、事業者が <b>1名選任</b>
<b>石綿 特別教育</b> 石綿取扱い作業従事者特別教育	4.5時間の講習	石綿を含むの建材の除去等の 作業に従事する <b>すべての者</b>

**登録された機関による講習受講が必要**

アスベスト  
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の  
受注者の皆さまへ

# 事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

## 事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。  
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

# 【参考】一般／一戸建て建築物石綿含有建材調査者の受講資格

受講資格区分		学歴等	実務経験
1	大卒(建築) +実務2年(建築)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(※1)を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：2年以上
2	短大卒(建築3年) +実務3年(建築)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(※1)(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の建築に関する 実務経験年数：3年以上
3	短大卒(建築)又は高専卒(建築) +実務4年(建築)	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(※1)を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：4年以上
4	高卒等(建築) +実務7年(建築)	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(※1)を修めて卒業した者	建築に関する 実務経験年数：7年以上
5	学歴不問 +実務11年(建築)	「1～4」に該当しない者(学歴不問)	建築に関する 実務経験年数：11年以上
6	建築行政又は環境(石綿)行政実務2年	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特化作業主任者 +実務5年(石綿調査)	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(※2)	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上
8	石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習を修了した者(実務経験年数不問)(※3)	
9	各種専門官	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者(※4)	
10	労働基準監督官2年	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
11	作業環境測定士 +実務5年(石綿調査)	作業環境測定士(※5)	建築物石綿含有建材調査に関する 実務経験：5年以上

※1 「建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る課程であることがその名称から明らかであるもののほか、建築士法(昭和25年法律第202号)第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。

※2 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※3 労働安全衛生法別表第十八第二十三号

※4 労働安全衛生法第九十三条第一項

※5 作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう



## ■ 建築物石綿含有建材調査者の区分

区分	内容	調査できる対象
特定	1 1時間の講習 + 実地研修 + 筆記試験 + 口述試験	すべての建築物  ※特定／一般の 調査範囲に違いはない (現時点で)
一般	11時間の講習 + 筆記試験	
一戸建て	7時間の講習 + 筆記試験	一戸建て住宅等

- ・ 一戸建て住宅
- ・ 共同住宅の住戸の専有部分

※共同住宅の住戸の内部以外（ベランダ、廊下等の共用部分）、店舗併用住宅は含まれない

● 建築物石綿含有建材調査者講習は100以上の登録講習機関で実施されています。一覧はポータルサイトから。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

# CERSIの「建築物石綿含有建材調査者講習」

一般社団法人企業環境リスク解決機構【建築物石綿含有建材調査者講習】特設サイト

**CERSI** 一般社団法人企業環境リスク解決機構  
Corporate Environmental Risk Solution Institution

ご相談・お問い合わせ  
TEL **03-6435-7747**  
営業時間 平日 9:00~18:00

☐ ご相談・お問い合わせ >

建築物石綿含有建材調査者講習をご希望の方は、下記のいずれかよりお申し込みください。

**一般建築物 石綿含有建材調査者講習**

講習ページへ >

**一戸建て等 石綿含有建材調査者講習**

講習ページへ >

**CERSI** 一般社団法人企業環境リスク解決機構  
Corporate Environmental Risk Solution Institution

〒105-8001  
東京都港区虎ノ門3丁目7番10号コンディック虎ノ門ビル8階  
TEL 03-6435-7747

当機構の概要は[概要・コーポレートサイトを](#)ご覧ください。

令和3年6月15日付、東京府登録第1  
建築物石綿含有建材調査者講習修了  
登録番号 石13-4  
有効期限 令和3年6月15日

©CERSI All Rights Reserved.

<https://kigkt.cersi.jp/>

# 石綿 作業主任者

■ 石綿作業主任者資格の取得は、2日間・約1.5万円・合格率ほぼ100%

- 石綿作業主任者技能講習登録教習機関は各県労働局のHPに一覧が掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei05.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei05.html)



具体例

講習科目	時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	2時間
作業環境の改善方法に関する知識	4時間
保護具に関する知識	2時間
関係法令	2時間
修了試験	1時間

講習時間 (開始時間 ~ 終了時間 (予定))

(開催場所：東京電業会館)

1日目：9時20分 ~ 17時00分    2日目：9時20分 ~ 15時40分

## 講習内容

講習名	石綿作業主任者技能講習 (講習時間：学科10時間)	
登録を受けた東京労働局長 登録番号：登録満了日	(衛第50号：令和6年3年30日)	
受講対象者	満18才以上の者	
受講料及びテキスト代	一般	14,110円 (内訳) 受講料12,100円、テキスト代2,010円
	支部会員	13,550円 (内訳) 受講料12,100円、テキスト代1,450円
	備考	↑令和5年4月以降の講習会

<http://www.kensaibou-t.com/seminar/detail.php?id=15>

建災防発行のテキスト





# CERSIの「石綿作業主任者技能講習」

- ・東京都内・大阪府内で実施中。今後、以降、愛知県・福岡県・その他全国主要都市での実施を計画。
- ・一人当たり¥22,000（税込）

The screenshot shows the website for the Asbestos Supervisor Skill Training course. At the top, the title '石綿作業主任者技能講習' is displayed in red, with the CERSI logo and '一般社団法人企業環境リスク解決機構' below it. A red button for '開催情報・参加申込' and a phone icon with the number '03-6435-7747' are on the right. A navigation bar includes 'トップページ', '開催情報・参加申込', '講習の概要', 'よくある質問', '講師募集', and 'お問い合わせ'. The main content area features a yellow background with the text '石綿の作業現場に必須の資格' and '石綿作業主任者 技能講習'. Below this is a red button for '開催情報・参加申込' and an illustration of two people, one in a white shirt and glasses, the other in a blue uniform and hard hat. A '新着情報' section at the bottom left shows two news items from December 2022. A blue box on the right contains the text '感染症予防対策実施中' and 'ご理解・ご協力のほどお願いいたします.' with icons for a water bottle, a hand sanitizer bottle, and a face mask.

<https://issg.cersi.jp/>

# 石綿 特別教育

科目	範囲	時間
石綿の有害性	石綿の性状、石綿による疾病の病理及び症状、喫煙の影響	0.5時間
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途、事前調査の方法	1時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体等の作業の方法、湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法、その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1時間
保護具の使用法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1時間
その他石綿等のばく露の防止に関して必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則中の関係条項、石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1時間

- 講師は「石綿に関する十分な知識や経験を有している者」＝「石綿作業主任者」「講師養成講習を受けている人」など、社内で実施してもOK
- 特別教育を行ったときは、受講者や科目などについて記録を作成し、3年間保存。

建災防発行のテキスト ¥840(税込)

見本

※決まった様式はありません

石綿取扱い作業従事者特別教育 修了証		
写真	修了証番号	第 号
	氏名	
	生年月日	生
	本籍地	
	交付年月日	
研修及び発行機関		
会社名		
住所		

この修了証は、労働安全衛生規則第36条第37号及び石綿障害予防規則第27条（特別の教育）に基づく石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る労働者に対する特別の教育（特別教育）の修了証です。

備考



[https://www.kensaibou.or.jp/book\\_supplies/index.html](https://www.kensaibou.or.jp/book_supplies/index.html)

# ユニバースの「石綿 特別教育」

- ユニバースで、特別教育のコンテンツ・修了証を用意（受講監督は主催者）するサービスがある



<https://course.universe-corp.jp/asbestosSP>

## ● 調査者は会社に1人いればいいんでしょ？

調査が必要な「2006年9月1日より前に着工された部分」を実地で調査できる者

### ■ 施工前に現場を確認する人 = 調査を行う者

※外部に委託する事も可能である

### ■ 調査者資格の義務化前（=2023年10月までの現時点）でも、「一定の知見を持つ者」が事前調査を行う必要がある

※通知で「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」が実施する旨示されている。

具体的には、

- ・ 建築物石綿含有建材調査者
  - ・ 石綿作業主任者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者（旧通知にて明示）
- 等

## ●主任者が除去作業に入る場合、特別教育も別に必要なんでしょ？

平成18年8月11日 改正基 発 第 0811002号 石綿障害予防規則の施行について

### (5) 第 27 条関係

安衛則第 37 条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができるが、具体的には次の者が含まれるものであること。

ア 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者（平成 18 年 3 月 31 日までに修了した者に限る。）及び石綿作業主任者

イ 他の事業場において当該業務に関し、既に特別の教育を受けた者

ウ 昭和 63 年 3 月 30 日付け基発第 200 号通達に基づく石綿除去現場の管理者に対する労働衛生教育を受けた者





石綿（アスベスト）法改正

制作：2023年4月

## 調査者・主任者・特別教育の資格者を！

- ① ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を
- ⑧ ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を  
※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を



講師 子安 伸幸

（株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構 [CERSI] ）